○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年五月三十日

東北地方整備局長　小池　剛

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道百九十二号	山形市蔵王松ヶ丘一丁目二番一九から同市蔵王松ヶ丘一丁目一番二七まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年五月三十日

○東北地方整備局告示第百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月三十日

東北地方整備局長　小池　剛

一　登録番号

東北地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社東北建築センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	寒澤　徹
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十六年二月二十二日

○東北地方整備局告示第百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月三十日

東北地方整備局長　小池　剛

一　登録番号

東北地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社東北建築センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	佐藤　孝也

(2)　変更年月日

平成二十六年五月十五日

○関東地方整備局告示第二百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道二百九十八号	市川市国分七丁目一五一一番二から同市国分七丁目一一四一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年六月一日

○近畿地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相生市那波野字土井六八八番七から同市那波野字土井六八八番一まで	前	二七・五〇～二九・二〇メートル	○・○二七キロメートル	
	後	二七・五〇～三〇・二〇メートル	○・○二七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一般国道二号	相生市那波野字土井六八八番七から同市那波野字土井六八八番一まで	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年五月三十日

○四国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年五月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年五月三十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
徳島市国府町観音寺字弐反田六三九番一から同市徳島本町一丁目二番二まで	前	A　一〇・九二～一六・四七　B・C・D・E・F　一〇・九二～一七八・三〇	A　三八・〇〇メートル　B・C・D・E・F　三八・〇〇メートル	A　八・五二〇キロメートル　B・C・D・E・F　九・四五一キロメートル
	後	A　一〇・九二～一六・四七　B・C・D・E・F　一〇・九二～一七八・三〇	A　三八・〇〇メートル　B・C・D・E・F　三八・〇〇メートル	A　八・五二〇キロメートル　B・C・D・E・F　九・四五一キロメートル

上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所